令和８年６月定例会　警察危機管理防災委員会の概要

日時　　令和８年６月２９日（月）　　開会　午前１０時　１分
　　閉会　午前１１時２９分

場所　　第７委員会室

出席委員　千葉達也委員長
深谷顕史副委員長
東山徹委員、吉良英敏委員、宇田川幸夫委員、武内政文委員、神尾高善委員、
小森克己委員、武田和浩委員、中川浩委員

欠席委員　なし

説明者　［警察本部］
佐藤久仁恵公安委員会委員長、小澤孝文警察本部長、石井堅次総務部長、
田平有紀子警務部長、三浦孝一生活安全部長、鯵坂裕一地域部長、
引地信郎刑事部長、内藤淳一交通部長、安留正樹警備部長、
芦澤保弘財務局長、中山徹総務課長、立川正純会計課長、
新井誠警務課長、西山浩三生活安全総務課長、岩森靖少年課長、
荒船雅春サイバー対策課長、西嶋俊哉地域総務課長、長原則夫刑事総務課長、
佐藤庸一組織犯罪対策総務課長、井内慶一組織犯罪対策第一課長、
佐久雄一郎交通総務課長、梅本智義交通指導課長、松本慶孝交通規制課長、
古川英宜運転免許課長、岩崎明警備総務課長

［危機管理防災部］
武澤安彦危機管理防災部長、鈴木健志埼玉版ＦＥＭＡ推進幹、
小沢きよみ危機管理防災部副部長、加藤絵里子危機管理課長、
齋藤美久消防課長、濱崎勝志危機管理課危機対策幹、福山一郎災害対策課長、
関根雄一災害対策課防災ＤＸ政策幹、小ノ澤忠義化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

１　議案

議案番号	件　　名	結　　果
第９５号	埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例	原案可決
第１０１号	令和８年度埼玉県一般会計補正予算（第２号）のうち危機管理防災部関係	原案可決

２　請願
なし

所管事務調査

１　警察本部関係
可搬式オービスの窃盗被害の再発防止について

２　危機管理防災部関係
資材置き場等の火災対策について

報告事項（危機管理防災部関係）
　指定管理者に係る令和７年度事業報告書及び令和８年度事業計画書について

令和８年６月定例会　警察危機管理防災委員会における発言

【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

東山委員

　何点か伺います。改正の比較表を見てみますと、１都６県のみならず全国の都道府県の中でも取組状況や取組時期に大きく違いがあるように思います。本来であれば、第３章も第４章もその他の部分も、犯罪が広域化している中で、全国一斉に改正が行われてもよいように思いますが、これだけ取組内容や時期が違う要因は何なのか、御説明願います。

　次に、条例改正の必要性は認識した上で伺いますが、改正の妥当性について何点か確認します。規制拡大のところで、用途地域の新設でありますが、用途地域の中には人口密度や利用実態が大きく異なる地域もあるので、用途地域一律で全域を禁止区域にすることの合理性について、どのように評価されたのか。あわせて、都市計画法上の区域を引用して禁止区域とすることの適法性、法的根拠についてもどのように捉えているのか伺います。

　さらに、用途地域の後に括弧書きで工業専用地域を除くと記されています。除く理由は、用途地域の逆で、青少年の活動が少ないこととか、事務所開設の可能性は少ないといったことかもしれませんが、どのような検証をされたのでしょうか。また、工業専用地域は暴力団事務所が開設されるリスクはないのか伺います。

　最後に、本改正の背景、例えば、具体的な事件の発生とともに、事務所の移転などの動向が挙げられていますが、２の規制拡大、都市公園の追加については、もちろん必要なことだとは思いますが、ここで改正する必要性、具体的な状況についての記載は見受けられないようなので御説明願います。

組織犯罪対策第一課長

　まず、他県との取組内容や取組時期が異なる理由についてですが、暴力団排除条例が県の暴力団情勢や犯罪情勢などを勘案して作成されているためでございます。よって、内容や改正時期にずれが生じておりますが、県内の暴力団情勢や犯罪情勢などを勘案し、検討を進めた結果、埼玉県においても、他県と同水準の規制に引き上げる必要性が認められたことから、今回の改正に至ったものでございます。

　続いて、用途地域一律で全域を禁止区域にすることの合理性についてですが、本規定につきましては、工業専用地域を除く用途地域を規制対象とするものでございます。用途地域では、多くの住民の皆様が生活をしているほか、人や経済の流動があり、多くの青少年が生活の拠点としております。その一方で、県内の暴力団事務所は全体の約７割が用途地域に存在していることから、用途地域の規制を検討したものでございます。用途地域一律で全域を規制区域とする点につきましては、例えば、同じ用途地域であっても、準工業地域や工業地域といった用途地域は、いわゆる住居系の用途地域と比べて、住宅などの密集が低い場合もありますが、青少年の生活拠点となる可能性があることに変わりはなく、実際に県内の暴力団事務所の中には、準工業地域や工業地域において開設されているものもございます。また、地域ごとに原則として用途地域を定めることとされている市街化区域は既に市街地を形成している区域だけでなく、おおむね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域も含まれておりますので、現在の人口が少ないことをもって規制対象から外す理由にはならないと考えており、一定の合理性があるものと考えております。

都市計画法上の区域を引用して、禁止区域とすることにつきましては、他県の暴力団排除条例の事例があるほか、本条例改正の内容について、さいたま地方検察庁の罰則審査も受けておりますので、違法性はないと考えております。

続いて、用途地域の規制区域から工業専用地域を除くことについてでありますが、暴力団事務所の開設・運営の禁止区域はあくまで青少年の健全育成の観点から必要な規制を盛り込んだものでございます。工業専用地域は、主に工場や倉庫などの産業施設が集まる地域で、青少年の活動の場は一般的に言って、極めて少ない地域でございます。他県の暴排条例の規制状況を見ましても、工業専用地域を規制している都道府県はございません。県内において青少年の健全育成の観点から、工業専用地域において暴力団事務所の開設などに関する規制を設ける必要性があるのか否か検討いたしましたが、特段の事情はなく、現に工業専用地域内において、開設・運営している暴力団事務所もないことから、他県と同水準とし、工業専用地域を除く用途地域を規制対象とすることとしたものでございます。なお、工業専用地域における開設のリスクにつきましては、工業専用地域は規制区域外ではありますが、仮に暴力団事務所が開設などされた場合でも暴力団事務所の周辺で働いている方などの権利である暴力団事務所の使用差止めの請求などの行使を妨げるものではございません。そのような御相談を受けた際には、埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターや埼玉弁護士会とも連携し、積極的に支援をするなどして、リスクへの対応を図りたいと考えております。

続いて、都市公園の追加についてでございます。都市公園は、地方自治体が設置する公共施設であり、暴力団事務所が都市公園の近くに設置されることで生じる青少年への影響を考えると、青少年の健全な発育の促進のための遊び場として利用が忌避されたり、青少年が暴力団を目撃したり、何らかのきっかけで接触するような機会が生じれば、誤った価値観を持つリスクが高まることが考えられます。さらに都市公園は、県内に５，７００以上設置されておりますが、県内で把握している暴力団事務所の所在について調査した結果、その多くが都市公園周辺にあることが分かりました。よって、都市公園を保護対象施設に加えることによる抑止効果は高いものと考えられ、他県の暴力団排除条例における導入状況を参考とし、改正項目に加えたものでございます。以上でございます。

吉良委員

改正暴排条例によりまして、先ほどの説明のとおり、規制の拡大ですとか、実効性の強化、具体的には罰金だとか、勧告という話は分かったのですけれども、既存の暴力団事務所とかにも適用されるものなのかどうか、確認をさせてください。

組織犯罪対策第一課長

改正埼玉県暴力団排除条例は、既存の暴力団事務所にも適用されるのかとの御質問でございますが、いわゆる既得権の問題から、本改正条例の施行前に存在していた暴力団事務所に対して、当該規定を適用することはできません。つまり、改正条例が施行される前から既に暴力団事務所が運営されている場合、また先に暴力団事務所があり、後から都市公園や用途地域を設けられた場合には条例を適用することができないということになります。

吉良委員

既得権の関係で適用されないということでありますけれども、そうなりますと既存のこの暴力団事務所等々は、どのように排除していくのか改めて、お伺いしたいと思います。

組織犯罪対策第一課長

ただ今の御質問にお答えをいたします。警察といたしましては、各種法令を駆使した取締りや関係機関と連携した事務所撤去に向けた取組を強化してまいります。

また、事務所周辺の地域住民の住民運動を基に、埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが代理訴訟を起こし、事務所の撤去につなげたという事例もございまして、警察では御相談を受け付けているところでございます。

武田委員

事業者への影響と支援策についてお伺いさせていただきます。事業者に対して、利益供与禁止の義務が課せられることになると思うのですが、中小店舗が、暴力団からの圧力に対抗できるような支援策については、具体的にどのようなものがあるでしょうか。

組織犯罪対策第一課長

中小店舗の事業者の方が暴力団からの圧力を受けたような場合の支援策につきましては、具体的には、各種法令を駆使して速やかに事件化を図り、当該暴力団員を検挙することのほか、被害関係者に対する保護対策を行うこと、さらに、暴力団対策法による中止命令を発出すること、また、不当要求に対する対処要領などに関する指導及び助言を行うことなどが挙げられ、緊急時の御相談につきましても、２４時間１１０番通報で受け付けているところでございます。また、県内の３６の職域におきましては、暴力団排除協議会が設立されており、協議会の皆様と連携をとり必要な支援策を実施しているところでございます。

【所管事務に関する質問（可搬式オービスの窃盗被害の再発防止について）】

東山委員

まずは、公安委員会委員長、本部長はじめ県警察の皆様には日頃の激務の中、私たちの安心安全を守りいただいておりますことを心から感謝申し上げます。それでは、先般発生した可搬式オービスの窃盗被害について伺います。私も報道で示された部分しか知り得ませんが、多くの議員から確認しておくべきとの声がありましたので、改めて、事実の概要について御説明ください。

また、被害が出てから日がたっていませんし、犯人も捕まっていないと承知していますので、再発防止については、原因など詳細を把握してから具体的な対策をとることだとは思いますが、更に同様の窃盗が起きてもいけませんので、再発防止へのお考えと、現時点での再発防止に向けての取組を御説明願います。

交通部長

まず、事案概要についてでございますが、令和８年６月１８日、午後１１時前後の約３０分間、加須市岡古井地内の国道１２５号バイパス外回り線の歩道上に設置していた測定器の一部であります、カメラ部分等を窃取されたものとなります。当時取締りに従事していた加須警察署の警察官は２名でございまして、直線で約３００メートル離れた地点に配置をしていたため、測定器が窃取されたことに気が付きませんでした。

次に、再発防止対策といたしましては、発生から余り時間が経過しておらず、いまだ全容の解明には至っておりませんが、まずは各警察署に対し、取締機器に係る盗難防止等の徹底について、文書を発出しましたほか、警察本部幹部から各警察署交通課長等に対して、

機器使用時の留意事項等について、口頭で指示を行ったところでございます。概要等につきましては以上でございますが、調査結果等を踏まえ、同種事案を二度と発生させないよう再発防止対策を徹底し、県民の皆様方の信頼回復に努めてまいります。

東山委員

何点か確認だけ行います。機器設置中の監視義務や機器から離れる際のルールなど、３００メートル離れたということですので、使用時の標準的な設置・監視マニュアルを見直すなどの対応は検討されているのでしょうか。これからということかもしれませんけども。

また、オービスは購入価格が幾らで、盗難保険等は入っていなかったのでしょうか。さらに、新しいオービスを購入するということでよろしいのでしょうか。全国でも例がなく、誰もこんなことが起こるということは想定もしなかったことだとは思いますが、再犯防止を徹底した上で機器の補充を行うべきと思いますが、補充はどのように行われるのでしょうか。

交通指導課長

まず、設置監視マニュアル等の見直しについてお答え申し上げます。マニュアル等の見直しにつきましては、本件の調査結果等を踏まえ、内部規定の見直し等を含む再発防止対策を検討してまいります。

次に、購入価格等についてお答え申し上げます。購入価格につきましては、当県に配備された令和３年３月時点で、一式単価、約９００万円になります。また、盗難保険については加入しておりません。

続いて、今後の機器購入方針等についてお答え申し上げます。現在、被疑者検挙及び被害品の発見に向けて鋭意捜査中であるほか、事案の詳細について調査中でございますので、現時点、新しい機器の購入等についての判断には至っておりません。

【付託議案に対する質疑（危機管理防災部関係）】

東山委員

今回の補正予算に係る支援事業において、消費者が実際に補助を受けられるのはいつ頃になるのかという点と、この支援事業は過去に５回実施していますが、補助実績はどうであったのか御説明願います。

化学保安課長

まず、消費者が補助を受けられるのは、７月から９月のＬＰガス使用料が請求される８月から１０月のいずれかとなります。

続きまして、補助実績になりますが、この事業は、ＬＰガス販売事業者がＬＰガス代を値引くことで、一般消費者を支援することとなります。そのため、販売事業者が事業へ参加いただくことで補助できるものとなっております。これまでの販売事業者の参加数、それから消費者へ補助した世帯数につきましては、第１回は９３３事業者、約１３４万世帯、第２回は８９８事業者、約１３６万世帯、第３回は８６０事業者、１３７万世帯、第４回は８６６事業者、１３５万世帯でした。第５回は現在事業途中ということになります。県が想定しているのは、９４０事業者のうち８７９事業者の参加、消費者の県想定は１４２万世帯のうち１３６万世帯への補助を見込んでおります。それぞれ事業者が９３．５％の

参加、消費者は約９６％の補助実施を見込んでおります。

東山委員

実績として９割の事業者が参加しているというのは非常に高い参加率であって、担当課の皆さんの御努力が感じられるところです。どのように周知されてきたんでしょうか。

化学保安課長

前回第５回では、事業開始時に県ホームページやＳＮＳを活用して事業開始時に広く周知しました。また、業界団体である埼玉県ＬＰガス協会にお願いしまして、協会を通じた周知を実施しております。さらに、事業開始後になるんですが、ある程度時間がたっても補助事業に参加していない県内事業者に対し、個別に連絡し、協力を繰り返しお願いいたしました。また、この補助事業は県内の消費者にＬＰガスを供給していれば、販売事業者が県外であっても補助の対象となることから、同様に事業開始後ある程度時間がたっても参加していない過去に参加実績のある県外事業者に対しても、個別に連絡し、補助事業への参加を繰り返しお願いいたしました。

東山委員

再々質問になりますが、今回も県民生活の影響を考慮しての措置なので、更に多くの消費者に補助が行き渡るようにすべきですが、周知を含め新しい取組を検討されているんでしょうか。例えば、概算払などを一般質問で取り上げられた方法もありますし、ＬＰガス販売事業者の協力を得やすくするために更に申請などの事務負担の軽減につながるように、工夫するということもあると思いますが、御説明お願いします。

化学保安課長

一般質問の答弁でもお答えをしておりますが、新たな取組として概算払の導入も検討はしているところです。今回の補正予算につきましては、消費者に対し、いち早く支援を行うために、現行制度で行いますが、次回の補助事業実施時には、事業者の資金繰り負担軽減のため、概算払の導入に向け、制度や処理体制の見直しについて検討していきたいと思っております。なお、今回につきましては、事務負担の軽減のため、実績報告時の添付書類を減らすことを検討しております。具体的には過去に補助申請のあった事業所につきましては、変更がなければ銀行口座の写しの添付をなくせないかということを今検討している段階です。事業者の協力を得られるよう引き続き事業者の事務負担軽減に取り組んでまいります。

吉良委員

今回の補助事業ですけれども１，６００円ということなんですけれども、算出の考え方というか、どのように把握されているのか、簡潔にで結構でございますのでお願いいたします。

あともう一つ、他県の状況はどうなってるのかという少し知りたいです。まず、他県も補助を行っているのか、加えてそれが同額なのか。教えていただければと。

化学保安課長

補助事業の金額の算定方法についてですが、今回は第５回までと同様に、ＬＰガスの価格高騰前の令和３年８月から令和４年１月の６か月間の本県におけるＬＰガスの平均価格と、直近令和７年１１月から令和８年４月までの６か月の平均価格を比較して、料金の

上がった分の５０%補助することとして３か月分、約上限の１，６００円補助することとしております。この金額は昨年同期の一世帯当たりの１，５００円と同等となっております。

それから他県についてなんですけれども、近隣都県におきましても７月から実施の見込みであると聞いております。千葉県につきましては、７月から９月の３か月で１，５００円、神奈川県は７月から９月の３か月で１，７４０円。東京都は、現在、６月までの期間において一月当たり５００円相当の補助を実施しているところなんですけれども、７月以降も同様の補助を同じような規模で継続する予定だということでお聞きしております。

小森委員

ＬＰガス、価格高騰対策支援事業について質問させていただきます。毎回、システム改修経費として、事業者に上限１５０，０００円を指定しております。ただ、初めてこの事業に参加する事業者と２回以上、リピーターでこの事業に参加している事業者とでは、システム改修の経費なども異なっていくのではないかと考えます。両者で生じるシステム改修の内容の違いと、実績を教えてください。

化学保安課長

システム改修についての御質問にお答えをいたします。初めて参加する事業者と２回目以降の事業者とのシステム改修に関する補助金の違いについてですが、県では、令和７年度に販売店が利用している検針票の電子管理システムを開発、販売している事業者にヒアリングを行いました。システム開発業者によりますと、システムは、補助額や補助期間を柔軟に変更できるようなシステムではないので、新たな補助事業実施のたびに毎回プログラムを改修し新しいシステムを構築する必要があるとのことで、そして、新しいシステムを販売店が使用するパソコンに導入して、運用テストを実施した上で提供していると伺っています。経費実績の第１回目とそれ以降について比較しますと、第１回目のシステム改修費は１件当たり平均１１５，０００円ということになります。２回目以降につきましては、２回目が８９，０００円、３回目は８７，０００円、４回目は８６，０００円であり、１回目に比べて２回目以降の改修費が下がっております。これは先ほどのヒアリング結果からシステム改修に関する一連の作業内容はほぼ変わらないとは思われますが、例えば初めて補助事業が実施されたときの１回目に比べ、プログラムの改修動作確認に関する作業時間や販売店への説明時間が減少するなどの理由で、２回目以降システム改修に係る経費補助金が減額となっているものと考えております。

【所管事務に関する質問（資材置き場等の火災対策について）】

吉良委員

今年度に入りまして、資材置き場などでの火災が相次いでおります。本年４月に茨城県坂東市で大きな火災が発生し、その後、私の地元杉戸町でも、パソコンなどのＯＡ機器の保管場所から火災が発生しました。杉戸町の火災では、煙がものすごくて近隣の学校にも影響が出たと聞いております。住民の不安が非常に高まっているのを感じます。資材置き場は置かれているものも様々であり、その場で処理を行う場合や、単に保管をしているにすぎない場合など、多種多様な形があり、一概に定義することは難しいと言われております。このため、資材置き場での火災件数を正確に把握できない状況であるとも聞いておりますが、何よりも火災が起きないよう行政として対応する必要があると、私は考えております。

そこで、資材置き場等の火災対策について、以下２点お聞きします。１点目は、先ほどの杉戸町の火災の概要について、特に火災が起きた原因は何なのか。お聞きします。

２点目として、そういった資材置き場などで火災を予防するために、危機管理防災部で何かできることはないのか。どう考えているのかお聞きします。

消防課長

まず、杉戸町で発生した火災の概要及び出火原因についてお答えします。地元の消防本部からの情報によれば、火災は令和８年４月２０日１４時３５分に発生いたしました。資材置き場等の一部のほか、建物２棟が全焼しまして、消防車両２５台が出動し、鎮圧まで約１０時間要したものです。また、出火原因につきましては、敷地内の焼却行為により、立ち木等が燃え、周辺に延焼したことによるものと聞いております。

次に、資材置き場などの火災の予防対策についてです。資材置き場などについても、消防法令に基づき、一般的な事業者と同様、火災予防に関する指導ができますことから、各消防本部へ管轄区域の見回りなど必要な対応を依頼しております。今後においても、資材置き場などにおける火災リスクを低減するため、各市町村の消防本部とともに、近年の火災事例を踏まえた重点的な火災予防対策に努めてまいります。

吉良委員

私ここでの問題は、一つ、いわゆるその資材置き場は多種多様だと先ほど申し上げました。いわゆる置かれているものが何なのかというものもありますし、ただ保管している場合と、その中で何か処理というか、いろいろな作業が行われているものだとか、置かれている中身もかなり、多様になってきてるという、一概に定義することができなくなってきている。すなわちそれは、資材置き場というものが、仮に火災が起きても、我々としては手に負えないというか把握しにくくなってきているという現状もあると思います。そういった中で、今おっしゃったしっかりと市町村の消防本部とも連携をするという御発言ありましたけれども、それはもちろんなんですけれども、こうした住民の不安が高まっている中、把握ができないような状況になりつつある中、今までと違う連携というか、徹底した連携というか、どういったことが図られるのかというものをもう一度お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

消防課長

今回、こういった火災を受けて、各所消防本部との連携という点におきましては、消防課長自ら各消防本部に赴きまして、各消防本部の長である消防長に、資材置き場の火災の未然防止に向けた取組について、直接、働き掛けを行っております。こうした取組を行うことで、消防本部とのさらなる連携を図り、火災の予防対策ですとか、対応について、円滑に進むよう取り組んでまいりたいと思っております。

吉良委員

大変申し訳ないんですけども、どこか物足りないんですよね。住民の不安は消えるかどうかと考えたときに、さっき言ったとおり、現状が多種多様であって、定義がされにくくなっていて、火災件数とかその資材置き場というのが把握できなくなってきているという大きな変化があります。具体的に申し上げるまでもなく、例えば、それまで本当に普通の宅地だったところが、急に資材置き場になって、塀というか、ヤードというか、そういったものが一気に変容してしまうという現場が非常に増えているのではないかと。是非、現

場を見ていただきたいですし、そのリスクというものがどういうふうに変化しているのかも、把握していかないと火災対策というか、予防というか、それが非常に難しいのではないかなというのが率直に感じます。しかるべき方が各市町村の消防本部に行って直接出向いて徹底を促すというのは、それは分かるんですけれども、是非、もう一つ踏み込んだ、ただただ連携というのではなくて、もう一言をお願いしたいです。

消防課長

しっかり対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

危機管理防災部長

火災予防につきましては非常に大きな課題で、とりわけ、今委員から御質問いただきました、いわゆる資材置き場につきましてはやはり大きな火災につながるおそれがあるということで、警戒感を持って、各消防本部と連携しながら対応しているところであります。実際に今回報告があった時点でも、あそこは埼玉東部消防になりますので、そちらの方から情報を頂いて、例えば、大きな火災になる場合は、すぐ至急応援体制を組む、そういったことも必要になりますが、今回はそこまで至らなかったということで、いろいろな情報収集、情報交換を密に取りながら、消防本部と連携しながら引き続き対応していきたいと思っております。

【付託議案に対する討論】

なし